

2016(平成 28)年 4 月

学生諸君へ

教務部教務課

学費減免措置に関する取扱いについて

松山大学では、就職活動を延長する等の理由により、松山大学学則第 26 条に定める修業年限を超えて在学する学生の経済的負担を考慮し、松山大学納付金規程別表(1)のとおり、学費減免措置が講じられています。詳細については、教務課へお問合わせください。

なお、学費減免措置については、2015(平成 27)年度以前の入学生と 2016(平成 28)年度以降の入学生で取扱いが異なりますので注意してください。

以上